

令和元年度（2019年度）熊本県公立高等学校連絡協議会 次第

日時：令和元年7月31日(水) 10:00～  
場所：ホテル熊本テルサ 2階 「つばき」

1 開 会

2 委員紹介

3 協 議

(1) 会議の公開・非公開について

(2) 令和2年度（2020年度）公立高等学校生徒募集計画等について

(3) 各校の魅力ある取組について

4 その他

5 閉 会

令和元年度（2019年度）熊本県公私立高等学校連絡協議会出席者名簿

1 協議会委員

選出区分等	役 職	氏 名	備 考
学識経験者	熊本県立大学長	半藤 英明	
	学校法人君が淵学園崇城大学入試広報部長	岩瀬 弘一	
	熊本県議会総務常任委員会委員長	橋口 海平	
	熊本県議会教育警察常任委員会委員長	山口 裕	
教育関係者	熊本県公立高等学校長会会長 熊本県立八代高等学校長	和久田 恭生	
	熊本県公立高等学校長会副会長 熊本県立熊本工業高等学校長	井上 龍一	
	熊本県中学校長会会長 熊本市立出水中学校	竹下 恒範	
	熊本県私立中学高等学校協会会長 学校法人鎮西学園理事長	上田 祐規	
	熊本県私立中学高等学校協会副会長 慶誠高等学校長	関戸 一義	
行政機関	熊本県教育庁教育指導局長	牛田 卓也	
	熊本県総務部総務私学局長	江藤 公俊	

2 関係機関

所 属 名	職 名	氏 名
熊本市教育委員会	指導課	教育審議員
		主任指導主事
		廣瀬 泰幸
		田畑 文霧

3 事務局

所 属 名	職 名	氏 名
教育庁 教育指導局	課 長	那須 高久
	審議員兼課長補佐	前田 浩志
	課長補佐（高校活性化推進担当）	野田 明
	指導主事	石島 貴子
総務部 総務私学局	課 長	木村 和子
	審議員兼課長補佐	帆足 朋和
	課長補佐（私学運営支援担当）	木村 隆広
	主幹（企画・宗教担当）	石村 武
	参 事	久保 健一
	参 事	新井 堅太郎

# 席 次 表

会 長      副会長

半藤委員		岩瀬委員
橋口委員		竹下委員
山口委員		上田委員
和久田委員		関戸委員
井上委員		

牛田委員

江藤委員

事 務 局

高校教育課	私学振興課
-------	-------

市教育委員会	高校教育課・私学振興課
--------	-------------

傍 聴 席
-------

記者席
-----



## 令和元年度（2019年度）熊本県公私立高等学校連絡協議会設置要綱

### （目的及び設置）

第1条 本県の公私立高等学校に関する教育の円滑な進展に資するため、熊本県公私立高等学校連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 公私立高等学校の生徒収容に関する基本的事項
- (2) その他関連する事項

### （組織）

第3条 協議会は、委員12人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政機関の職員

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、前条第2項の指名の日から令和2年（2020年）3月31日までとする。

### （会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### （会議の開催）

第6条 協議会は、知事が招集し、会長が議長となる。

### （関係者の意見聴取）

第7条 協議会は、必要があるときは関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

### （協議会の庶務）

第8条 協議会の運営に必要な事務は、総務部総務私学局私学振興課が、教育庁教

育指導局高校教育課と協議して処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年（2019年）5月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年（2020年）3月31日限り、その効力を失う。

# 令和元年度（2019年度）熊本県公私立高等学校連絡協議会 設置要綱の運用について

1 要綱第3条の委員は11人とし、次により選出することとする。

- (イ) 学識経験者 4人  
県議会総務常任委員長 1人  
県議会教育警察常任委員長 1人  
公、私立大学関係者 各1人
- (ロ) 教育関係者 5人  
公立高等学校長会の会長、副会長  
私立中学高等学校協会の会長、副会長  
公立中学校長会の会長
- (ハ) 関係行政機関の職員  
県教育庁教育指導局長、県総務部総務私学局長

2 関係通知

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

（公立の高等学校の適正な配置及び規模）

第四条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

○公私立高等学校協議会の設置について

（昭和五〇年九月一日 文管助第二五二号  
都道府県知事、各都道府県教育委員会あて 文）  
（昭和三十七年七月三日 文管企第一六〇号  
各都道府県知事、各都道府県教育委員会あて  
文部省管理局長、文部省初等中等教育局長通知）

近年、高等学校への進学率はなお上昇の傾向にあり、また、今後かなりの期間、中学校卒業生徒数の増加が続くものと予測され、更に人口の都市集中中等の実情も加わり、各都道府県においては、過密、過疎等それぞれの地域を通じて今後相当数の高等学校の新増設が課題とされています。

このような事態に対処するためには、今後公立高等学校及び私立高等学校について、それぞれの充実と協力関係の緊密化に努め、各々の特色を生かしつつ公私協調の態勢により高等学校教育の拡充を図ることが必要であります。この趣旨から、公立及び私立の高等学校の設置者は、今後の公私立高等学校の役割分担その他高等学校教育の諸問題について協議し、検討を行うとともに、特に公私立高等学校の配置計画等について十分な協議を行うことが適切と考えます。

については、各都道府県においては、知事部局、教育委員会及び学校法人の関係者並びに公私立の高等学校長及び中学校長等を構成員とする「公私立高等学校協議会」（仮称）を設け、本協議会において、上記の公私立の高等学校教育に係る諸問題を協議することが適当と考えますのでよろしくお取り計らい願います。

○公私立高等学校協議会の運営について

（昭和五十七年七月三日 文管企第一六〇号  
各都道府県知事、各都道府県教育委員会あて  
文部省管理局長、文部省初等中等教育局長通知）

標記のことについては、昭和五〇年九月一日付け文管助第二五二号により通知しているところであり、各都道府県におかれてもその趣旨に沿って必要な措置がとられていることと思えます。しかしながら、昭和五七年度はいわゆる「ひのえうま」の影響により高等学校進学者が大幅に減少し、また、全国的に見れば、今後昭和五八年度から昭和六四年度までは一五才人口が増加を続け、次いで、その後には減少に転ずることが見込まれております。さらに、地域によっては、より著しい増減が予想されるのであります。

このような事態に対処するためには、各都道府県において地域の実態を踏まえ、将来を見越した適切な措置を講ずる必要があると考えます。

については、各都道府県におかれては、地域における今後の一五才人口の動態を十分勘案した上で、公私協調の立場から今後の進学者の動向、公私立学校の役割分担、公私立高等学校の配置計画、入学定員等の問題について、公私立高等学校協議会の適切な運営により、十分な協議が行われるよう一層の配慮をお願いします。

令和元年度（2019年度）熊本県公立高等学校連絡協議会委員名簿

選出区分等	氏名	役職等
学識経験者	半藤 英明	熊本県立大学長
	岩瀬 弘一	学校法人君が淵学園 崇城大学入試広報部長
	橋口 海平	熊本県議会総務常任委員会委員長
	山口 裕	熊本県議会教育警察常任委員会委員長
教育関係者	和久田 恭生	熊本県公立高等学校長会会長
	井上 龍一	熊本県公立高等学校長会副会長
	竹下 恒範	熊本県中学校長会会長
	上田 祐規	熊本県私立中学高等学校協会会長
	関戸 一義	熊本県私立中学高等学校協会副会長
行政機関	牛田 卓也	熊本県教育庁教育指導局長
	江藤 公俊	熊本県総務部総務私学局長